

編輯局報情

週報

號日六十二月一

最近のアメリカ國內情勢

決勝増税問答

379號

一億底力を發揮せよ

昭和十九年十一月二十一日第三種郵便物認可
（毎週一回水曜日出刊）



週言

航空機の生産が昨年度の二倍となつたことが、東條総理の議會における演説によつて明らかになされた。この事實は二つの重要なことを我々に示唆する。第一は航空機増産といふ目標を定め、これに向つて全國民が突進した結果、その成果が實現したといふことであり、第二は全國民の各職域における努力が結集して、その喜ばしい成果を挙げたことである。

しかしながら、我々は昨年度の三倍といふ数字に心を安んじてはならぬ。敵アメリカの航空機生産力は、我に比し数倍の量に上り、しかも逐月上昇しつゝある。我の生産力増強の速度を敵の生産力増強の速度よりも大ならしむることが、この戦争に勝つ要因である。

「今後の生産は更に現在の數倍に達する躍進が期待せられる」と、總理は附け加へた。わが國の國力を以てすれば、敵を撃滅する航空勢力を急速に造り上げることが、決して難しいことではない。これをやり遂げるか否かは、全國民の各職域における努力如何にかゝつてゐる。

現在においては、軍需産業も、農業も、その他の産業も、全部が航空機増産に關係する。我々は「職域奉公」といふ言葉に今までよりも、より強い、そして深い意味を見出し、これが獻身的實踐により總理の報告に應へよう。

一億今ぞ底力を發揮せよ

第八十四回帝國議會は、一月二十一日再開せられ、この苛烈なる戦局に處する豫算案及び重要法律案三十二件の議程が定められてゐるが、再開演説、東條内閣總理大臣をはじめ重光外務大臣、賀屋大藏大臣は、それ／＼演説を行ひ、現下における戦局の實情と、これに對處すべき政府の必勝攻勢の内外施策を闡明し、一億國民に一段の決意を促したのであるが、その要旨は左の通りである。

戦局の動向

東條内閣總理大臣は演説の冒頭、現下の戦局に關し、「敵の反攻は最近いよ／＼熾烈執拗の度を加へてゐる。しかし彼等は大打害を反復受けてゐるにも拘はらず、只管、物量を持つんで逐次基地を進め、また我が海上交通線に攻撃を加へ、汽船の上に侮るべからざる影響を及ぼしてゐる」と、その重大性を強調、しかしながらこの間、わが第一線將兵の連綿不斷の勇戦奮闘の結果、敵の人的戦力に與へつゝある損害は至大であつて、「敵米英、特に米國が口々に長期戦を呼號しつゝも、内實、頻りに短期戦を渴望してゐることは明らかである」と斷じたことは注目すべきである。

即ち米國の最も恃みとする軍需生産も、すでに飽和點に達し、資材及び勢力の問題より不安はいよ／＼深刻となりつ

つあり、一方、英國は國力潤滑し、疲弊の度いよ／＼濃厚なるものがあるのである。しかもわが國に對し時間を與へるならば、わが國の戰略據點はいよ／＼強固となり、南方の軍需資源はますます戦力化せられ、大東亞民族の結束は彌が上にも強化せられ、かくしてわが國の地位は、彼等の力を以てしては如何ともなし得ざるに至るべきは、彼等の當然考慮してゐるところであり、また彼等の最も恐れてゐるところなのである。

この敵の焦燥があり、あの莫大なる犠牲を顧みざる無二の反攻の現はれ来る所以もあるのであつて、我々に對しては敵の焦つてゐる今こそ、敵を徹底的に叩いて、これを破局に追ひ込みに逸すべからざる好機なのである。

要するに、今後における戦争遂行の要諦は、敵が焦慮して遂に反攻し來れるこの好機を捕捉して、敵戦力の撃擄を圖ると

航空機の生産が昨年度の二倍となつたことが、東條総理の議會における演説によつて明らかにされた。この事實は二つの重要なことを我々に示唆する。第一は航空機増産といふ目標を定め、これに向つて全國民が突進した結果、その成果が實現したといふこととあり、第二は全國民の各職域における努力が結集して、この喜ばしい成果を挙げたといふことである。

しかしながら、我々は昨年度の二倍といふ数字に心を安んじてはならぬ。敵アメリカの航空機生産力は、我に比し数倍の量に上り、しかも逐月上昇しつゝある。我の生産力増強の速度を敵の生産力増強の速度よりも大ならしむることが、この戦争に勝つ要因である。

「今後の生産は更に現在の数倍に達する躍進が期待せられる」と、總理は附け加へた。わが國の國力を以てすれば、敵を撃滅する航空勢力を急速に造り上げることが、決して難しいことではない。これをやり遂げるか否かは、全國民の各職域における努力如何にかゝつてゐる。

現在においては、軍需産業も、農業も、その他の産業も、全部が航空機増産に關係する。我々は「職域奉公」といふ言葉に今までよりも、より強い、そして深い意味を見出し、これが獻身的實踐により總理の報告に應へよう。

週

一億今ぞ底力を發揮せよ

第八十四回帝國議會は、一月二十一日再開せられ、この苛烈なる戦局に處する豫算案及び重要法律案三十二件の議程が定められてゐるが、再開劈頭、東條内閣總理大臣をはじめ重光外務大臣、賀屋大藏大臣は、それ／＼演説を行ひ、現下における戦局の實情と、これに對處すべき政府の必勝攻勢の内外施策を闡明し、一億國民に一段の決意を促したのであるが、その要旨は左の通りである。

戦局の動向

東條内閣總理大臣は演説の冒頭、現下の戦局に關し、「敵の反攻は最近いよ／＼猛烈な度を加へてゐる。しかし、我々は重大な被害を反復受けてゐるにも拘はらず、兵隊、物資を惜んで逐次基地を進め、また我が海上交通線に攻撃を加へ、戦場の上に傷るべからざる影響を及ぼしてゐる」と、その重点を強調、しかしながらこの間、わが第一線將兵の連綿不断的勇戦奮闘の結果、敵の人的戦力に與へつゝある損害は至大であつて、「敵米英、特に米國が日に長期戦を呼號しつつも、内實、頻りに短期戦を渴望してゐることは明らかである」と斷じたことは注目されるべきである。

即ち米國の最も恃みとする軍需生産も、すでに飽和點に達し、資材及び努力の問題より不安はいよ／＼深刻となりつ

つあり、一方、英國は國力潤滑し、疲弊の度いよ／＼濃厚なるものがあるのである。しかもわが國に對し時間を與へるならば、わが國の戰略強點はいよ／＼強固となり、南方の軍需資源はますます戦力化せられ、大東亞民族の結束は彌が上にも強化せられ、かくしてわが國の地位は、彼等の力を以てしては如何ともなし得ざるに至るべきは、彼等の當然考慮してゐるところであり、また彼等の最も恐れてゐるところなのである。

こゝに敵の焦躁があり、あの莫大なる犠牲を顧みざる遮二無二の反攻の現はれ来る所以もあるのであつて、我々に對しては敵の焦つてゐる今こそ、敵を徹底的に叩いて、これを破局に追ひ込むに逸すべからざる好機なのである。

要するに、今後における戦争遂行の要諦は、敵が焦慮して總反攻し來れるこの好機を捕捉して、敵戦力の撃退を圖ると

共に、わが戦力、特に航空戦力を飛躍的に強化せしめつゝ、
物心両面に亘る長期戦の構へを固め、かくして更に攻勢に轉
じ、以て遂に敵を屈服せしめるにあるのである。そして、
こゝにいふ長期戦の構へとは、内に強靱なる耐久の姿勢を整
へ、外に随時隨所に痛撃を加ふる積極的攻勢の態勢たるべき
は論を俟たないところである。

決戦施策の重點

以上の戦争遂行の要諦に基づき、政府は國內の決戦施策に
遺憾なきを期してゐるのであるが、東條総理は今後さらに政
府の力を致さんとする施策の重點として、航空機の増強、軍
需物資の増産、國民勤勞の強化、海陸輸送力の確保向上、食
糧の自給自給強化を挙げ、國民に政府の意のあるところを明
らかにした。

航空機の増強については、いま更いふまでもなく、「今
日、前線に速かに優秀な航空機を十分に供給し得るや否やは、
正に現下の戦局の大勢を決し、今次の戦争の勝敗を決するこ
と」へ斷言できるのであつて、大量の航空機を速かに生産す
る、即ち量と時とは、航空戦力増強の絶対要求なのである。
しかして、總理は演説中において、「航空戦力の増強につ
いては、克く多方面の困難を排除して、一途、飛躍的上昇の線
を通り、生産の現狀は昨年度に比すれば既に二倍以上に達
して」をり、軍需省の設置以來、航空機増産に關する態勢は

いよ／＼強化せられ、今後の航空機生産はさらに現狀の數倍
に達する躍進を期待されると力強く明言、さらに
「嘗て繊維工業において短時日の裡に世界水準を突破し、世界最
高の技能と能率を示した我等一億の卓越せる資質を、今や轉じ
て以て航空機工業に遺憾なく發揮するにおいては、航空機の飛躍
的増産は期して待つべきものがある。」
と述べたことは、まことに意味深い言葉である。

しかして戦力の増強、特に航空戦力の増強のためには、鐵、
輕金屬、石炭、その他の重要軍需物資の増産と共に、國民勤
勞の強化及び海陸輸送力の確保向上が根本的要素と認めら
れるのであつて、重要軍需物資の増産については、作戦上の
要求に對應し、劃期的な増産計畫の下に、これが實現に萬遺憾
なきを期し、國民勤勞の強化については、量の増加、即ち人
を増すといふことと、質の向上、即ち生産効率の上昇につい
て、あらゆる措置を講ずる意圖が明らかにされた。

海陸輸送力の確保向上については、現在、「海上輸送上に
おいて蒙りつゝある損害は、蓋し輕視すべからざるものがある
」ことを強調し、この際、海空よりする護衛の強化によ
り、船舶の損耗を極力減少すると共に、政府としては輸送
船、乗組員、稼働率、荷揚能率等、各般の問題に亘り緊急の
對策を講じ、特に萬難を排して船舶の建造を促進し、さらに
陸運を強化し、総合的に輸送力の確保向上を圖つてゐること
が述べられた。

食糧の確保が必勝のため缺くべからざる要件であること
は言を俟たないところで、總理は致々として食糧増産に挺身
してゐる農村の努力に感謝すると共に、政府としても食糧の
増産、配給の円滑化に今後さらに意を用ひ、食糧自給の強化
を圖らんとする熱意を披瀝し、租税及び貯蓄の増強と、産業資
金の效率的使用についても國民の協力を求め、賀屋大藏大臣
は、決戦財政の實相について磐石の強みを強調した。

必勝の信念

總理は、以上の如き國內施策の重點について強調した後、
一億國民の必勝の信念についで

「戦争は畢竟、意志と意志との戦ひである。いまや世界の列強は
國力を擧げて戦ふこと数年、この秋に當り、最後の勝利はあくまで
最後の勝利を固く信じて闘志を持続したものに歸するのであ
る。最後の勝敗の岐れ目は、眞に紙一重である。今回の戦ひにお
いても、今後、我々に與ひかゝつて来る苦難は、いよ／＼深刻なる
ものがあることを覺悟しなければならぬ。同時に、我が猛撃の
前に敵の蒙る苦惱の更に増大することは素より當然である。かく
して敵味方双方とも疲れに疲れ果てた末、必勝の信念に動搖を來
し、闘志を一步でも早く失つた方が參るといふ過程を辿るべきは
當然豫想されるべきである。」
と斷じ、次いで

「この點において世界に冠たる國體を有し、絕對不敗の帝國に

敵對し來る國々こそ、洵に憐むべきものである。三千年來、
彌蒙に榮えます皇室を戴く大和民族の盡忠報國の精神力は、萬
邦無比である。しかして自存自衛のため已むに已まれずして起
ち上つたこの大東亞戦争において、この力は何物をも打ち盡さず
んば止まざる勢ひを以て進んでゐるのである。危険が身近かに迫
れば迫る程、困難が眼前に積れば積る程、我等一億國民の精神
力は熾烈となつてゐるのである。さきにアッツ島において、しか
して最近タラワ、マキン兩島において、わが勇士は眞兵克く數倍
十數倍の敵を殲して玉碎してゐるのである。これ等の勇士は我々
一億國民に代つて大和民族の精神力が如何なるものであるかを
嚴かに敵に示してゐるのである。……洵に鬼神を哭かしむるこの
偉大なる精神力こそ、我々一億國民に脈々として流れてゐる威
力である。この世界に類を見ざる精神力あればこそ、我々は遂
に必ずやこの正義の戦ひの究極の勝利を獲得することが出来るの
である。敵が内心恐れをなしてゐるのも、實に我々のこの精神力
なのである。」

と、烈々たる信念を吐露し、「この精神力の上に立ち、諸方
策の實行により劃期的戦力の増強を圖るとき、我々の前途に
は只最後の勝利あるのみである」と、我々に戦局觀に徹した
る底力の發揮を強く要求したのである。

大東亞の結集と樞軸の紐帶

最後に總理はこの演説において、大東亞の建設並びに結束

の現実にふれ、大東亞諸國家の指導者は、敵側の悪辣なる謀略と、手段をばざる恫喝とに拘はらず、敢然としてこれに抗しつゝ、克く大局を遠視し、率先その國民を指導し、國民またあらゆる苦難に堪へて、一路、最後の勝利に向つて邁進してゐることを述べ、最近における敵米英の大東亞各地域における都市の非軍事施設目標の暴撃に對して、わが國は遠くらずこれに對し、斷乎、報復膺懲の鐵槌を下さんとする決意を表明した。

次いで敵米英の謀く理想、人道の如何に空虚にして不信であるかを事實に即して堂々と衝き、インド問題に於いて、「インドにおいて自由印度假政府の大膽の進められる日も遠からざるを期待せられ、これに對し帝國は大東亞の諸國家と共に、インド解放のために更に實力を以て積極的なる援助を送るものなること」を重ねて中外に闡明したのである。

さらに轉じて歐洲の情勢については、盟邦ドイツは幾多の波瀾の眞只中に磐石の構へを布いて一路米英の擊攘に邁進し、苦難の中に國を擧げて克くこれを克服して、戦意いよいよ揚り、飽くまでも究極の勝利を固く信じて敢闘をつづけてゐることを述べ、「今や日獨兩國は、崇高なる道義に基づく世界の新秩序建設につき、終始不渝の相互信頼と、共同の敵米英との戦ひにおいて流されたる將兵の血により不可分の一體をなしてゐる」と日獨の提携、特にその精神的提携を強調し、さらにムッソリーニ統帥の強力なる指導の下に

再出發せるイタリアが着々として態勢を整へ、樞軸の紐帶強化に邁進してゐる點を指摘し、東西の盟邦相呼應して米英を擊攘し、以て共同の使命を達せんことを更めて固く期することを強調されたのである。

重光外務大臣もまた演説において、米國の戦争を「政略戦争」と斷じ、彼等の傳統的外交政策と其の非善を別抉し、わが戦争目的の正義性と、樞軸各國との共同戦争遂行に對するわが國不動の決意を表明したが、中立國との關係について、「現在、帝國と中立關係にある遠近の諸國に對しては、戰禍の擴大を避くるは勿論、まずく交誼を篤うせんと努めてゐる」とし、「なかに日ソ兩國の關係は、大東亞戦争の勃發によつても、はたまた歐洲戦争の進展によつても何等影響を蒙るところなく、兩國の中立關係は固く維持されてゐる」と言明したことは、多大の注目をひいたところである。

すべてを戦力に

この議會演説を通じ、また幾多の質疑應答によつてみて、我々の直面する世界戦局が如何に重大であり、我々の決意を促すところが如何に深刻であるかはすでに明瞭である。正に本年こそは、世界戦局の大勢を決定する重大な秋であり、我々は今こそ時を惜しみ、一切のものを捧げつくして、戦争遂行のために一路邁進すべきことを、こゝに更めて固く誓はんとするものである。

決勝増税問答 大藏省

増税の趣旨と増徴の程度

直接税中心の増税

問 決戦下空前の大増税案が發表されましたが、その増税の趣旨についてまづ伺ひたいのですが……

答 戦力の劇的な増強をはかるには、尤大な資材、原料及び努力が必要ですが、この結果は國民財政上においてもまた必然的に歳出豫算の膨脹を來し、既に昨年度においても一般會計と臨時軍費會計を合せて三百六十億圓を超過し、昭和十九年度は更に大幅の増加が豫想されます。

そしてこの財源は結局、國債と租税

によらねばなりません。この増加する財政の需要を國債だけで賄ふことは、戦時財政政策上、絶対避けなければなりません。交戦各國が歳出と租税の割合を五對五、つまり半々ぐらゐにしようとする努力してゐるのも、かうした見地に立脚してゐるもので、わが國においてもこの際、租税を増徴し、國庫財政の基礎を強固にすることが必要であり、また巨額の國家資金撤布によつて生ずる浮動購買力を吸収し、消費を抑制し、インフレーションの發生と進行を防止するために、相當大幅の増税を行ふことが必要となつたので

す。そしてこんどの増税は、昨年間接税

だけを増徴したのに鑑み、直接税の増徴を中心としたのですが、なほ前述の増税の趣旨から奢侈的なもの、消費節約が可能と認められる消費等に對する間接税の増徴をも併せて行ふことにしたのです。

増徴 平年度に二十五億圓

問 増徴の程度はどの位になるのですか……

答 直接税、間接税を通じ初年度に二十二億圓、平年度二十五億圓といふ未曾有の巨額に上り、直接税と間接税の増徴割合は直接税が中心であり、初年度に十四億四千万圓、平年度十六億九千万圓で總額の七割弱を占めることになりま

改正された点がありますか。

答 従来公社債、銀行預金の利子等の所得が他の所得と合せて総合所得税の課税を受ける場合には、その四割を控除して合算されておりましたが、こんどはその三割を控除して合算されることに改められました。また総所得金額一千万以下ときは、その中の勤勞所得については一割を控除して課税してゐたのですが、今度は總所得六千圓以下のものに限つて控除することにしました。

問 所得税について變つた點はそれだけなですか。

答 特に皆さんに關係が深いのは所得申告、控除申請の期限が昭和二十年度から一月三十一日限りとなつたことです。但し今年は今ままで通り三月十五日です。従来、賦課課税の所得税の納期は四期だつたのですが、少額の税金については二期に分納することとし、官民相互の手数を簡略にしましたこと、所得税の調査に必要あるときは町内賣、郵

落簿等にも質問ができるやうに規定されたこと等が改正された主な點です。

法人税

問 それでは次に法人税の増徴や改正について説明願ひたいのですが。

答 法人税については、その中の所得に對する税率が百分の三十(賣行百分の二十五、資本に對する税率が百分の三(賣行百分の一)に引上げられたほか、同族會社に對する加算税の税率が引上げられました。また資本金額の計算に關し、積立金額は各事業年度開始の時に對する積立金額によることに改め、事業年度中の増減はみないことにして、資本金額計算の簡素化を図りました。

臨時利得税

問 こんどの臨時利得税の増徴は、法人の臨時利得税と、個人の譲渡利得に對する臨時利得税についてだけですか。

答 さうです。個人の營業利得に對する臨時利得税は據置かれました。法人の臨時利得税は各階級の利得に對する

税率が百分の五つ、上り、百分の六十、百分の七十、百分の八十に、小法人の軽減税率も百分の五十、六十、七十に引上げられました。また個人の譲渡利得に對する税率も、十萬圓以下の金額百分の三十から、三十萬圓を超ゆる金額百分の六十とそれ以上百分の五つ引上げられ、控除額はかへつて五千圓から三千圓に引下げられました。

そのほか法人の資本金額計算については、法人税と同じく積立金額は、各事業年度開始のときの金額によることに、また譲渡利得の中昔期限が昭和二十年度から一月三十一日限りに改められました。

特別法人税

問 特別法人税は税率が引上げられただけですか。

答 いや、各事業年度の剰餘金に對する税率が百分の二十(賣行百分の十二)に引上げられたほか、新たに解散、合併等の場合における清算剰餘金にも同じ率で課税されることになりました。な

は、従来七割控除を認めてゐた特別法人所有の國債利子について、分類所得税を課してゐないこと等に鑑み、昭和二十年四月以降その控除を廢止することにしましたが、負擔の急激な變化を考慮し、それまでは三割だけ控除することにしました。

配當利子特別税

問 配當利子特別税はどうなつたのですか。

答 配當利子特別税は、税率が百分の二十五(賣行百分の十五)に引上げられたことと、公債、社債の利子については、その支拂を受けた金額に對し、その時における税率によつて課税することになつたことが變つた點です。

相続税

問 相続税の増徴は各階級に對していろいろ差等があるのですか。

答 相続税の税率の引上げは、下と上に軽く、中程に重く、總額において三割程度の増徴を圖りましたから、増徴の

地 屋 租

實價價格の百分の二
實價價格の百分の三
實價價格の百分の七・五
實價價格の百分の二・五

家 屋 租

第一種第二種第三種第四種
百分の千分の千分の千分の千分の

一萬圓以下	二・一八	二・一八	二・一八	二・一八
一萬圓を超る金額	二・二八	二・二八	二・二八	二・二八
二萬圓	二・三〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇
三萬圓	二・三二	二・三二	二・三二	二・三二
四萬圓	二・三四	二・三四	二・三四	二・三四
五萬圓	二・三六	二・三六	二・三六	二・三六
六萬圓	二・三八	二・三八	二・三八	二・三八
七萬圓	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇
八萬圓	二・四二	二・四二	二・四二	二・四二
九萬圓	二・四四	二・四四	二・四四	二・四四
十萬圓	二・四六	二・四六	二・四六	二・四六
十一萬圓	二・四八	二・四八	二・四八	二・四八
十二萬圓	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇
十三萬圓	二・五二	二・五二	二・五二	二・五二
十四萬圓	二・五四	二・五四	二・五四	二・五四
十五萬圓	二・五六	二・五六	二・五六	二・五六
十六萬圓	二・五八	二・五八	二・五八	二・五八
十七萬圓	二・六〇	二・六〇	二・六〇	二・六〇
十八萬圓	二・六二	二・六二	二・六二	二・六二
十九萬圓	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四
二十萬圓	二・六六	二・六六	二・六六	二・六六
二十萬圓を超る金額	二・六八	二・六八	二・六八	二・六八
三十萬圓	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇
四十萬圓	二・七二	二・七二	二・七二	二・七二
五十萬圓	二・七四	二・七四	二・七四	二・七四
六十萬圓	二・七六	二・七六	二・七六	二・七六
七十萬圓	二・七八	二・七八	二・七八	二・七八
八十萬圓	二・八〇	二・八〇	二・八〇	二・八〇
九十萬圓	二・八二	二・八二	二・八二	二・八二
一〇〇萬圓	二・八四	二・八四	二・八四	二・八四
一〇〇萬圓を超る金額	二・八六	二・八六	二・八六	二・八六
二百萬圓	二・八八	二・八八	二・八八	二・八八
三百萬圓	二・九〇	二・九〇	二・九〇	二・九〇
四百萬圓	二・九二	二・九二	二・九二	二・九二
五百萬圓	二・九四	二・九四	二・九四	二・九四

遺 産 捐 税

五分以下
五分を超る金額
一萬圓
二萬圓
三萬圓
四萬圓
五萬圓
七萬圓
十萬圓
十五萬圓
二十萬圓
三十萬圓
四十萬圓
五十萬圓
五十萬圓を超る金額

五分以下	二・一八	二・一八	二・一八	二・一八
五分を超る金額	二・二八	二・二八	二・二八	二・二八
一萬圓	二・三〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇
二萬圓	二・三二	二・三二	二・三二	二・三二
三萬圓	二・三四	二・三四	二・三四	二・三四
四萬圓	二・三六	二・三六	二・三六	二・三六
五萬圓	二・三八	二・三八	二・三八	二・三八
七萬圓	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇
十萬圓	二・四二	二・四二	二・四二	二・四二
十五萬圓	二・四四	二・四四	二・四四	二・四四
二十萬圓	二・四六	二・四六	二・四六	二・四六
三十萬圓	二・四八	二・四八	二・四八	二・四八
四十萬圓	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇
五十萬圓	二・五二	二・五二	二・五二	二・五二
五十萬圓を超る金額	二・五四	二・五四	二・五四	二・五四
一〇〇萬圓	二・五六	二・五六	二・五六	二・五六
二〇〇萬圓	二・五八	二・五八	二・五八	二・五八
三〇〇萬圓	二・六〇	二・六〇	二・六〇	二・六〇
四〇〇萬圓	二・六二	二・六二	二・六二	二・六二
五〇〇萬圓	二・六四	二・六四	二・六四	二・六四
五〇〇萬圓を超る金額	二・六六	二・六六	二・六六	二・六六

額度は必ずしも一律に平均的になつてはゐりません。

問 相続税に關聯した改正はさういつた點だけですか。

答 相続税の年賦延納は税額三百圓以上でないこと認められないことになり、また臨時租税措置法で不動産または立木を以て相続税の物納に充てる場合には、譲渡利得税または所得税を三割方軽減するやうに規定されました。

通 行 税

問 通行税は計算の基礎が非常に變つたやうですが。

答 これまで乗車船のキロ程による階級定額税だったのを、こんどは一口當りの比例税率(キロまたはその端数につき一等二錢五厘、二等一錢二厘五毛、三等二厘五毛)に改め、徵收事務の簡素化を圖りました。たゞ例外として郊外電車など區間制のものについては一部、定額税を存置しました。

問 免税キロ程も短縮されたやうですね。答 三等乗客については四十キロ以下

の乗車船の場合には課税しなかつたのですが、こんどは二十キロ以下の場合に限ることに改めました。それから、この通行税は一面、比例税率であるため、長距離の旅客には非常な負擔となりますので、千二百キロ以上の乗車船のときは、千二百キロだけに課税することにしました。

登 録 税

問 登録税を増徴されるのは主として何ですか。

答 登録税の増徴は不動産の贈與、賣買等の登記、營利法人の登記を主たる對象として行ひ、船舶、鑛業等、時局下緊要なもの登記登録については増徴を見合せ、その他は定額税を手數料の引上げといふ意味で十割程度引上げました。

營業稅 家屋稅 地租

問 營業稅、家屋稅、地租ほどの程度増徴されるのでせう。

答 營業稅の税率は百分の二(銀行百分の

二・七五)、家屋稅は百分の二・五(銀行百分の二・七五)、地租は百分の三(銀行百分の二)となりました。従つて附加税を合せますと大體をそれ、百分の八・八、十二となり

問 その他に變つた點はありますか。

答 營業稅については、純益の申告がやはり昭和二十年度から一月三十一日限りになつたほか、家屋稅と地租は従來納期が二期だったのが、こんどは行政簡素化のため一期(地租は旧租とその他に分けて改めた)税金が多額で一時期に納税の困難な場合に限り申請により地租は二ヶ月以内、家屋稅は四ヶ月以内徴收を猶豫できることにしました。

臨時租稅措置法の改正

問 こんどの増徴に伴つて臨時租稅措置法も相當改正されたやうですね。

答 留保所得の軽減擴張と特別價格報奨金課稅特例
従來、會社が所得を留保して設備

の擴張または國債等の買入に充てた場合には、法人税を軽減してあげましたが、こんどは軽減方法を改正して、各事業年度の所得中、留保運用した金額の三割を課税所得より控除することに改め、軽減範圍の擴張と事務の簡素化を圖りました。

また、特別價格報奨金課稅の特例として、價格報奨制度により會社等が特別價格報奨金を受け、社内に留保した場合には、その一部につき所得稅、法人稅、臨時利得稅等を課税しないことになりました。

その他、海外における企業から生ずる所得については、これまで法人稅百分の四、分類所得稅百分の二の軽減が認められてゐましたが、こんどの改正によつて、これが廢止されました。

長期預貯金等の軽減擴張

問 いままで長期預貯金等の奨励のため、その利率については、期間中に應じて一年につき百分の一、分類所得稅が軽減されてゐましたが、これはどうなつた

通行稅

Table with columns for vehicle types (乗車船, 貨物車, 人力車, etc.), distance (キロ程), and tax rates (税率). It details various categories like 一等, 二等, 三等 and their respective rates per kilometer.

回數乘客、定期乘客、團體乘客、貨物乘客

Table listing tax rates for different passenger categories: 回數乘客 (乗客), 定期乘客 (乗客), 團體乘客 (乗客), and 貨物乘客 (乗客).

小兒乘客

Table for 小兒乘客 (Children passengers) showing rates for 一等 and 二等.

登録稅

Table for 登録稅 (Registration tax) listing various types of registration (e.g., 不動産, 船舶) and their respective rates.

のですか。

答 その点については、今回は据置期間三年以上の場合には、預入の當初から百分の五を軽減することに改め、貯蓄の増強と事務の簡捷に資することにしました。

問 公債等についての特別な措置はないのですか。

答 従来、銀行、貯蓄銀行等の登録または供託した公社債の利子については、分類所得税を軽減しておりましたが、今回は更に一步を進めて課税をしないことに改め、一方、その所有する國債の利子額の七割を所得から控除して、法人税を課税してゐた制度を廢止することにしました。

問 その他どんな点が改正されたのですか。簡単に一括してお話願ひたいのですが。

答 まず抱合合併の脱税防止です。これは會社が合併をなすに當り、先づ被合併會社の株式を買収した後、合併して法人税と所得税を回避することを防

止するために設けられたものです。

次に企業整備に對する課税の特例があります。これは時局の要請による企業整備等の場合における所得税、營業税、法人税の軽減、免除または課税標準の計算に關する特例の規定を更に一年間延長して適用することになつたのです。

その他、改正された主眼點としては、新規拂込株式等の配當に對する軽減率を引上げたこと、木材または薪炭増産の必要上、立木の伐採等をなした場合の所得税の軽減を擴張したこと、特別法人の法令等に基づく解散合併の場合において、清算剰餘金及び出資者の受ける剰餘金の分配につき軽減規定を設けたこと等です。

所得税、法人税、内外地關涉法等の改正

問 直接税についてその他の法律によつて改正された點はありませんか。

答 所得税、法人税、内外地關涉法の改

正により、源泉課税の所得はその發生地において、賦課課税の所得は所得者の住所において課税することにし、また國庫出納金端數計算法を改正し、端數切捨限度を擴張する等、賦課徴收事務の簡素化を圖つてゐます。その他納税準備金の利子には、新たに綜合所得税の課税を免除することにしました。ほか、貯蓄増強のため、國民貯蓄組合等の投資信託を非課税とし、また貯蓄の非課税を元本一万円までとすることにそれ／＼法律を改正しました。

なぜ増税が行はれたのか

問 直接税の方で調期的な増税が行はれた上に間接税についても増税を行ふのはどういふ理由

山なんですか。

答 大東亞戦争の勃發前後から一回の増税額が、いつも相當巨額に上るところから、直接税に主眼を置いて増税を行ふときは、間接税の方を一應後廻しとし、間接税に主力を入れて増税すると

きは、直接税の方を暫く据置くといつた方法をとつて来たのです。

ところが戦局が緊迫し、戦費がいよいよ嵩むことになつて来ると、もうそんな呑氣なことは言へなくなつて来たのです。つまり、直接税で相當巨額の増税を得ると共に、間接税についても同時に増税を行はなければ所期の目的を果すことが出来なくなつたのです。それから間接税の増税を行ふことになつた今一つの目的は、浮動購買力の吸収といふことです。

戦争がだん／＼長期化して来ますと、毎年政府が民間に撒布する資金がますます／＼多くなり、結局それが浮動購買力として消費物資の方に向ふことになり、しかも一面、國家の經濟力は擧げて軍需生産の方へ向けられてゐるため、これ等の購買力に立ち向ふ消費物資の生産が非常に少くなつてゐるわけですから、そこにインフレーションの起る虞れが十分あることになり、そこで間接税についても調期的な増

間接税

税

項目	税率	備考
一 清酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
二 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
三 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
四 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
五 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
六 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
七 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
八 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
九 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
十 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)

項目	税率	備考
一 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
二 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
三 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
四 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
五 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
六 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
七 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
八 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
九 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)
十 酒 造石税	一石につき 一十圓	(廢止)

税を行ひ、不念不要の物資に向けられた購買力を極力税金として國家に吸収してしまひ、過剰購買力の禍ひを未然に防ぐ必要があるわけです。

これがこんど直接税ばかりでなく、間接税についてまで大増税を行ふことになつた一つの大きな原因なのです。もちろん購買力の吸収は、直接税の方でも考へてゐるわけですが、過剰購買力を吸収するといふ點では、はるかに間接税の方が効果的なのです。

問 間接税による増徴額は、
答 本年度において準間接税を含め約八億八千万圓の増徴となります。

問 それには酒類の値上げによる増徴は含んでゐないのですか。
答 含んでゐません。

問 直接税の大増徴のほかに、なほそれだけ間接税の負擔が殖えるのですから、われわれは一段と心を引き緊めて戦時生活に徹底しなければならぬわけですね。

ところで、今回増徴されることになつた間接税の種類はどんなものですか。

答 馬券税や取引税といふやうな特殊のものを除いて、殆んどすべての間接税について増徴されることになりました。即ち酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別行爲税、廣告税、骨牌税等で、なほ印紙税についても若干の改正が加へられました。

酒 税

問 では、それらについて順次に説明をお願いします。
答 酒税は従来から間接税の中でも最も重要な部分を占めてゐます。いはゞ間接税の大宗です。従つて間接税の増税を行ふとすれば、酒税についてまづ相當思ひ切つた増徴が行はれることは恒例のことになつてゐるのです。今回の増税に當つても、増税總額中、酒税の増徴によるものは随分大きな部分を占めてゐます。

問 どの位の増徴が行はれるのですか。
答 本年度で約四億六千万圓で、こんどの間接税増徴額全体の半分を超えてゐることになり、直接、間接兩税を通じてみても、所得税に次ぐ多額の増徴となります。

問 税率と 値 段
答 まづ税率をみると、相當の引上げが行はれ、その結果、清酒は一級酒で一石當り九百九十五圓、二級酒で六百二十四圓、三級酒で三百四十圓の税金がかかることになりました。またビールは一石當り二百八十圓の課税を受けることになりました。

一級酒といふのは品質の點で最も高級なもので、灘の生一本といふやうな酒がこれに當るのですが、これが一升につき九百九十五圓といふ、即ち十圓に近い税金がかゝり、小賣値段は十二圓くらゐになる見込です。われ／＼の一般家庭に最も多く配給されるのは三級

酒ですが、これでも一升當り三圓四角といふ税金がかゝり、小賣値段は一升五圓くらゐになる見込です。

問 勞務者等に特別に廉い値段で配給されてゐる酒がありますが、あれはどの位の税金がかゝることになるのですか。
答 價格特配酒のことですね。これは改正後は第三級清酒で一石當り二百五十四圓の税金がかゝり、値段は一升で三圓七十錢程度になります。同じ三級清酒で一圓三十錢ほど安くなるわけですね。

この價格特配酒といふのは、ご承知のやうに時局下最も必要な軍需工場や炭礦、鑛山等で働いてゐる勞務者は、仕事の性質上どうしても或る程度の酒を必要とするので、特別に税金を軽減した廉い酒を配給することが考へられたのです。しかし今回の増税は前にも申しましたやうに非常に巨額に上り、且つ戦争に必要な戦費を賄ふものだから、これ等の勞務者に對しても今回の増税分だけは同じやうに負擔して貰ひ、いよいよ一億救國の精神を發揮して貰ひたい

五味 淋 アムコール分二十 五圓を超過する一 度毎 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓	六 燒酎 アムコール分四十 五圓を超過する一 度毎 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓	乙 造石税(廢止) アムコール分四十 五圓を超過する一 度毎 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓
---	---	--

七 麥酒 アムコール分四十 五圓を超過する一 度毎 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓	八 果實酒 アムコール分四十 五圓を超過する一 度毎 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓	九 雜酒 アムコール分四十 五圓を超過する一 度毎 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓 酒税(庫出税) 第一級 一石につき 二百五十五圓 第二級 一石につき 二百五十五圓 第三級 一石につき 二百五十五圓
---	--	---

考へ方から、價格特配酒についても従來の一般の酒との價格差を存する程度に於いて増税することにしたのです。

問 合成清酒はいくらぐらゐなるのですか。

答 合成清酒は、普通のものについては従來の一升三圓三十銭が四圓五十銭になり、ビールは一本當り今まで九十銭程度のものが一圓三十銭に上ることになります。

酒 税 を 一 本 に

問 酒税に關聯して他に變つたことはありますか。

答 今回の改正は税率の引上げに主眼點が置かれてゐるのですが、そのほかにも若干の改正を加へました。それは事務簡素化の見地に立脚した改正です。ご承知のやうに酒税は造石税と庫出税の二本建になつてゐますが、今回はこの二者を合體し酒税一本建とし、従來の庫出税の建前を撤すことにしました。なほ、各種酒類の級別についても若干の整理をすることにしました。

た。例へば清酒の第四級を廢止し、味淋については今まで二級に分れてゐたものを一本に統合しました。

清涼飲料税

問 清涼飲料税についてはどれ位の増徴が行はれるのですか。

答 本税についても相當程度増徴を行ふことにし、サイダーについては一石當りの税率現行六十五圓を百六十圓に、ラムネについては同じく現行二十四圓を七十圓に、その他についてもこれに準じて引上げることにしました。

その結果、サイダーは二合入りの一本三十銭が五十銭に、ラムネは九合入りの一本十銭が十五銭となるわけですが、他の嗜好品との關係からすれば、これ位の値上りは當然のことであり、またやむを得ないことです。

砂糖消費税

問 次ぎに砂糖消費税について伺ひたいのですが...

答 砂糖は現在その配給は統制されてをり、無駄な消費をする餘地はないわけですから、一般の家庭用の砂糖については出来る限りその増税の程度を少くしたのですが、業務用に使はれる砂糖については相當程度の増税を行ふことにしました。

即ち家庭用については普通の白砂糖一斤につき三銭の増徴を行ふことになつてゐます。つまり五人家族一月の月の負擔増加額は都市で九錢程度となり、業務用の砂糖については分蜜白糖百斤につき二十四圓五十銭が三十七圓五十銭に、同じく黒糖十一圓七十銭が十八圓七十銭に相當大幅に引上げられ、その他のものについてもこれに準じて引上げを行いました。

織物消費税

問 織物消費税はどういふふうに変つたのですか。

答 織物消費税については、一般織物は税率を据置としました。たゞ従來は

綿織物、スフ織物等については非課税織物があり、また非課税でなくとも一定の軽減税率によつて課税されてゐたものがあつたのですが、今回は非課税織物を原則として撤廃すると共に、軽減税率を廢止し、綿織物について非課税のものを認めただけか、一律に百分の十五の課税をすることにしました。

物品税

問 物品税は...

答 物品税についても同じく増徴を行ふことにしました。そのだいたいの方針は不急品には重く、日常生活に關係の深い物品には比較的軽い負擔にとどめるやうに考慮を廻らしてゐます。

そして第一種物品(即ち小賣業者が消費者に販賣するとき課税する物品と第二種物品(即ち生産者が移出するとき課税する物品)には、現在百分の十乃至百分の八十の税率で課税されてゐますが、今回これを百分の二十乃至百分の百二十程度に引上げることにしました。

清涼飲料税

第一種(ラムネ)	一石につき	二十圓
第二種(サイダー)	一石につき	六十圓
第三種(その他)	一石につき	六十圓
第四種	一石につき	六十圓

砂糖消費税

第一種(分蜜白糖)	百斤につき	三十七圓五十銭
第二種(黒糖)	百斤につき	十八圓七十銭
第三種(その他)	百斤につき	十八圓七十銭

物品税

第一種	百分の十
第二種	百分の二十
第三種	百分の三十
第四種	百分の四十
第五種	百分の五十
第六種	百分の六十
第七種	百分の七十
第八種	百分の八十
第九種	百分の九十
第十種	百分の百

特別消費税

第一種	百分の十
第二種	百分の二十
第三種	百分の三十
第四種	百分の四十
第五種	百分の五十
第六種	百分の六十
第七種	百分の七十
第八種	百分の八十
第九種	百分の九十
第十種	百分の百

なほ、第三種物品(即ち従量課税の方法による特殊の物品)についても右に準じ、適當と認められる税率の引上げを行ふことにしました。

遊興飲食税

問 遊興飲食税は...
答 遊興飲食税についてもやはり或る程度の増徴を行います。そのだいたいの方角を申しますと、飲食と宿泊に對する免税點と最低の税率はこれを据置おくことにしましたが、奢侈的性質の濃厚な遊興飲食については、相當程度の負擔をさせることにしました。

税率としては、現在最低は百分の二十から最高百分の二百まであるのですが、今回はこれを百分の二十から百分の三百程度に引上げることになりました。

入場税

問 入場税は...
答 入場税についても現行の税率百分の二十乃至百分の百二十を百分の三十乃至百分の二百に引上げたほか、若干

の課税範囲の擴張を行ふことにしました。

特別行爲税

問 洋服の仕立、寫眞の撮影等の行爲にかゝる特別行爲税はどうなるのですか。
答 この税についても他の均衡上、税率の引上げを行ひ、現在百分の二十または百分の三十なのでありますが、これを百分の三十乃至百分の五十とするほか、若干の課税範囲の擴張を行ふことにしました。

廣告税

問 廣告税は...
答 廣告税についても相當の増徴を行います。現在、新聞雑誌に掲げる廣告や汽車、電車等の交通機關を利用する廣告は、廣告料金の百分の十の税率により課税されてゐるのですが、今回は百分の三十の税率にすることにしました。なほ立看板、ポスター、チラシ等による廣告についても、右に準じて

それ〴〵税率の引上げを行います。例へば立看板は現行一箇につき二十銭が六十銭に、ポスターは現行一枚につき十銭が十五銭に、チラシは現行千枚につき二十銭が六十銭となる程度の引上げを行ふわけです。

骨牌税

問 カルタ税は...
答 麻雀やトランプにかゝる骨牌税です。...それについても十割の増徴を行います。麻雀には一組につき二十四、トランプ等には一組につき三回の税金がかかることになりました。

印紙税

問 印紙税についても何等か改正が行はれると聞いてありますが...
答 さうです。印紙税についても若干の改正を行いました。その一つは事務簡素化の見地から銀行で發する特別當座預金通帳等について、従来のやうに一冊毎に一年以内の附込に對し、一〇

印紙を貼る手数を省略して、一定の日における預金口座数によつて一括して現金納付の方法を認めることになつたわけですが、株主が代理人を以て株主總會において議決権を行使しようとする場合の委任状についても、やはり同じく會社において一括して現金納付をなし、印紙の貼用に代へ得る方法を認めることにしました。なほ印紙税については、若干の課税範囲の擴張を行ふことになつてゐます。

納税證紙と納税切符

問 以上、詳しくお願つたところは、まことにご尤もなことばかりですが、これだけ巨額の増税を行ふことになるので、随分脱税などが殖えるのではないかと懸念のようですが、脱税を防止するため今回の増税に當つて政府で考案されたことがあればそれを伺ひたいのですが。
答 ご承知のやうに間接税は飲食店業者なり、物品の販賣業者なり、製造者なりが客から税金相當額を受け取つて

物品税

種類	税率
第一類	百分の八十
第二類	百分の六十
第三類	百分の四十
第四類	百分の二十

種類	税率
第一類	百分の八十
第二類	百分の六十
第三類	百分の四十
第四類	百分の二十

種類	税率
第一類	百分の八十
第二類	百分の六十
第三類	百分の四十
第四類	百分の二十

これを國庫に納めるといふ方法によつて徴收されるのですが、業者の中には客から税金相當額を受け取つて置きながら、これを國に納めないといふやうな悪質の者が、最近増税を重ねる毎にその弊が多くなつて來ました。そこで何とかしてこのやうな悪質な行爲を封ずると共に、客をして税金につき不安の念を懐かせないやう、いろいろ考へた結果、こんど納税證紙または納税切符の制度を實施することになつたのです。

まづ納税證紙についていひますと、業者は客から税金相當額を領收したときは、その發する領收書に税金に相當するだけの納税證紙を貼用するので、納税證紙は政府で發行し、業者の團體を通じて各の業者に交付し、政府はその受拂を厳重に監督して脱税の餘地がないやうにするわけです。受取書の様式はもちろん政府で決めてあるのですが、その受取書に所定の證紙を

貼用する義務を業者に命ずるのです。納税證紙は印紙と同じく各種のものが作られるはずで、この制度が大いに利用されることは官民共に喜ばしいことですから、少々手数は要しますが、大いに勵行していただきたいのです。なほ、納税證紙は主として遊興飲食税について利用させる豫定となつてゐます。

次に納税切符は、いはゞ納税證紙と受取書を兼ねたやうなものです。大衆食堂のやうに非常に客の立ち込む所では、受取書に一々納税證紙を貼用させることは不便が多いことですから、かうした切符を政府で發行して、それを使はせようといふわけです。

徴收補助團體の利用

問 その他に徴税に、改善を加へられた點はありますか。
答 間接税の納税義務者の團體を徴税事務に協力させることをいま一層徹

底的に行ふことになつてゐます。現在でもこの團體の利用は相當程度行つてゐるわけですが、今回はこの團體に關する規定を整備して一層強力なものとし、團體の理事者に對して一定の義務を命ずることになりました。この團體の活躍によつて脱税の機會を少くすると共に、納税と徴税を簡潔にすることになつてゐます。

罰則の強化

問 間接税については、最近とくに悪質の脱税が多いといふことですが、かやうな悪質の脱税を犯す者に對しては、嚴重な制裁を加へる必要があると考へられますが、これに對して政府はどんな方策をとるのですか。
答 ご承知のやうに、間接税を通過した者に對しては、いままで通告處分によつて、原則として浦脱税額の五倍に相當する罰金を科してゐたのですが、最近浦脱を犯す者の數が増加し、單に罰金を科すだけでは、到底十分制

裁の目的を果すことが出来なくなつて來ました。そこでこんど新たに惡質の犯罪者に對しては、情狀により五年以下の懲役を科し得ることにし、また罰金も脱税額の五倍を超え十倍まで加重し得ることにし、さらに懲役と罰金を併科することをも認めることにしました。なほ今まで處罰を受ける者は、義務者である法人または業主自身に限られてゐたのですが、新たに情狀により行為者をも處罰できることにし、制裁の目的を十分にやるやうにしました。

問 今後には苟くも客から受け取つた税金を國に納めないやうな悪質の業者に對しては、どしどし制裁を加へられるわけですが、この結果は眞面

第二種の場合

第一種	入場料の三十	入場料の四十
第二種	入場料の五十	入場料の六十
第三種	入場料の八十	入場料の九十
第四種	入場料の九十	入場料の百
第五種	入場料の百	入場料の百五十
第六種	入場料の百五十	入場料の二百
第七種	入場料の二百	入場料の二百五十
第八種	入場料の二百五十	入場料の三百
第九種	入場料の三百	入場料の三百五十
第十種	入場料の三百五十	入場料の四百
第十一種	入場料の四百	入場料の四百五十
第十二種	入場料の四百五十	入場料の五百
第十三種	入場料の五百	入場料の五百五十
第十四種	入場料の五百五十	入場料の六百
第十五種	入場料の六百	入場料の六百五十
第十六種	入場料の六百五十	入場料の七百
第十七種	入場料の七百	入場料の七百五十
第十八種	入場料の七百五十	入場料の八百
第十九種	入場料の八百	入場料の八百五十
第二十種	入場料の八百五十	入場料の九百
第二十一種	入場料の九百	入場料の九百五十
第二十二種	入場料の九百五十	入場料の千
第二十三種	入場料の千	入場料の千五十
第二十四種	入場料の千五十	入場料の千一百
第二十五種	入場料の千一百	入場料の千二百
第二十六種	入場料の千二百	入場料の千二百五十
第二十七種	入場料の千二百五十	入場料の千三百
第二十八種	入場料の千三百	入場料の千三百五十
第二十九種	入場料の千三百五十	入場料の千四百
第三十種	入場料の千四百	入場料の千四百五十
第三十一種	入場料の千四百五十	入場料の千五百
第三十二種	入場料の千五百	入場料の千五百五十
第三十三種	入場料の千五百五十	入場料の千六百
第三十四種	入場料の千六百	入場料の千六百五十
第三十五種	入場料の千六百五十	入場料の千七百
第三十六種	入場料の千七百	入場料の千七百五十
第三十七種	入場料の千七百五十	入場料の千八百
第三十八種	入場料の千八百	入場料の千八百五十
第三十九種	入場料の千八百五十	入場料の千九百
第四十種	入場料の千九百	入場料の千九百五十
第四十一種	入場料の千九百五十	入場料の千
第四十二種	入場料の千	入場料の千五十
第四十三種	入場料の千五十	入場料の千一百
第四十四種	入場料の千一百	入場料の千二百
第四十五種	入場料の千二百	入場料の千二百五十
第四十六種	入場料の千二百五十	入場料の千三百
第四十七種	入場料の千三百	入場料の千三百五十
第四十八種	入場料の千三百五十	入場料の千四百
第四十九種	入場料の千四百	入場料の千四百五十
第五十種	入場料の千四百五十	入場料の千五百

國民座右銘

- 一 月 二十七日 よき人のしかもよくみて定めたるこそものはよけれ
- 二 月 二十八日 古に精へて今を照らす
- 三 月 二十九日 愚人の一徳智者の師なり
- 四 月 三十日 宜しく身を困窮に投じて實才を死生の際に磨くべし
- 五 月 三十一日 凡そ思慮は平生黙坐静思の際に於てすべし
- 六 月 一日 日に新に、日々に新に又日に新ならん
- 七 月 二日 心は大磐石の如くおし鎮め、氣分は朝日の如く勇しくせよ

最近の アメリカ国内情勢

アメリカは、本年をもつて今次大戦の決戦的段階としようとする戦争指導方針に従ひ、昭和十八年にはその總力を擧げて生産力の擴充と國內體制の強化に狂奔すると共に、世界各戦線で執拗な攻勢に出て来たのであつたが、いまや彼等はその巨大な物的戦力を背景として、戦争の短期終結を呼號し來つたのである。

國內體制強化に腕を振ふるルーズヴェルト

ルーズヴェルトが本年の豫算教書の中で、昭和十七年度豫算は防禦戦争の豫算であり、昭和十八年度は攻勢戦争の豫算であつたが、昭和十九二十年の豫算こそは必勝の豫算であると揚言してゐるのは、最も端的に右のやうなアメリカの意向を述べたものである。昨年においてアメリカの軍需生産が彼等の宣傳するほどでなくとも、飛躍的に増大したことは事實であり、それとまた、同年中にその生産力がほゞ

限界點にまで到達したことも、ほゞ確實であると思はれる。現にアメリカ當局者も、本年には昨年中のやうな軍需生産の飛躍的上昇は期待できず、十七パーセント内外の擴充にとどまるであらうと豫測してゐる程である。

アメリカ政府當局は、昨年における飛躍的増産を計畫し、これに對應するための國內體制の強化を遂行するに當つて幾多の政治的困難に逢着したのであつた。例へば最も顯著なものとしては、労働賃銀の値上げ要求を繞る罷業の頻發、或ひは農産物價格の引上げをねらつて策動した農村派議員を中心とする議會との衝突等は、いづれもアメリカの國內體制強化に伴つて惹き起された問題であつた。

ルーズヴェルト以下の政府當局が、開戦以後、アメリカ國內を總力戰的體制に再編成する過程において、常に遭遇せねばならなかつた問題は、いはゆるアメリカン・ウェイ・オブ・ライフ(アメリカ的生活様式)といふ名で呼ばれてゐる

る豊富な物質的生活と、傳統的な個人の自由を戦時中といへども維持すべきである、との強い要請であつて、ルーズヴェルトが戦争遂行上の必要から、このやうな要請を制肘しようとした場合には、必ず有力な政治的反對を蒙らざるを得なかつたのである。

このやうな障礙は、戦時下では至命令ともいふべき消費削減の問題にも現はれてゐるのであつて、例へばアメリカ政府は昭和十七年において、國民消費を六百八十億ドルに切り下げようとしたにもかゝらず、結果においては八百二十億ドルに達し、また十八年には消費を七百四十億ドルに釘付けしようとしたのに對し、恐らくそれは八百九十億ドルを上廻るものと推測されてゐる。

しかしながら、ルーズヴェルトがこのやうな反對をとまかすも押し切り、國內體制の強化乃至整備に或る程度の成功を収めたことは認められねばならないのであつて、先づこれまでアメリカの戦争運営上の弱點として、氣速

ひ病院とまで稱された戦時行政機構の統一を圖り、經濟力動員全般に關する最高方針を決定し、軍需乃至民需生産原料の確保及び分配、輸送、生産品の割當配分等に關する各種行政機關を統合する「權限をもつ戦時動員局を昨年五月設置し、爾後各機關の廢合を斷行し、さらに米國戰時經濟における痛ともいはれる罷業問題に關しては、同年六月、戦時労働争議法によつて罷業工場の接收、接收工場における罷業の禁止とその違反者の處罰を定め、政府の罷業抑壓の權限を擴大するに至つた。

また農産物價格の引上げに關する農村派の要求に對しては、昨年四月、物價停止令を公布し、生活費に影響ある物價の全面的管理の方針を定めると共に、農村派提出の法案である、いはゆるパンクヘッド案に對し斷乎否認權を行使する等、強硬な態度を示し、政府の農業對策の根幹をなす農産物補助金政策を議會側の攻勢より擁護しただけでなく、かへつて補助金支出を擴充する商

品金銀會社の借入限度を増額することに成功したのである。

このやうなルーズヴェルトの政治的成功も、アメリカ國民がアメリカの存亡の秋に當り、私利私欲の利害を超越し、眞に國家奉公の犠牲的精神に徹しない限り永續的のものでもなく、また不安定なものであつたのであるが、この弱點はルーズヴェルトが昨年の秋、カイロ、テヘラン會議等に参加し、その關心を對外問題に集中して國內政治に對する着眼を怠つてゐた間に漸次暴露されて來たのである。

即ち、當時アメリカ一般の間には、右兩會議の成功に關する誇大な宣傳と歐洲戦局の好轉に關する僥倖的宣傳に引摺られて、過度の樂觀論が盛頭し、歐洲戦争は、昨年の降誕祭までには終結するだらうとの豫想すら強く行はれるに至つたのである。このやうな樂觀的氣分がアメリカに潜在する利己的傾向を刺激し、戦争努力を阻害するやうな私黨的争闘を激化したのは當

然であつて、ルーズヴェルトが歸米後最初の演説で、まづ戦争の前途がなほ多難なことを強調して國內の一致團結を要望したのは、弛みかゝつた國內體制を引緊めようとしたものにほかならない。

ルーズヴェルトは去る一月十一日、國會に送つた年頭教書の中で、「國民の大多数が戦時下における不便困苦を甘受し、戦争努力に従事してゐる反面、私利追求に耽り、戦争をもつて個人的、黨派的利益を伸張すべき好機なりとしてゐる一部少数の者があつて、これ等の人々は前線の士氣を沮喪せしめる極めて危険な存在である。」と述べ、さらに

「今こそ個人的乃至團體的利己心を國家の利益に從屬せしむべき秋であり、不平不満を唱へる者は、戦ひは既に勝ち、多大の犠牲を拂ふべき時期は過ぎ去つたとの妄想に囚はれてゐる者である。戦争の前途はなほ遠途にして、多大の犠牲を覺悟すべき際、過度の自信と樂觀は、アメリカの壯丁を犠牲にし、戦争を永引かせ最も恐るべき敵である。」

と述べてゐる。

戦争の短期化をねらふ五法律

ルーズヴェルトはこのやうに國內戦線の確保に對し、その決意を表明したばかりでなく、同じ教書中に増税法、軍需契約再評價法、食糧價格法、インフレーション防止法と國民徴用法の五法律の更新、或ひは立法を強く要請することによつて、いはゆる戦争を短期化するための國內體制の再強化を企圖してゐることは注意を要する點である。

教書中、最も問題になるのは國民徴用法である。ルーズヴェルトは總力戦下において、前線と後方との間に區別なく、全國民を戦争努力に參與させることを目的とするものであると説明する以外、具體的な内容に觸れてゐないが、その後、上院議員オースチンと下院議員ウヰズワースによつて提出された案によると、十八乃至六十五歳の男子と十八乃至五十歳の女子の中、軍

隊と軍需生産に従事する者以外を徴用しようとするものである。

思ふにアメリカは、急激な軍需産業と兵力の擴充に伴ひ、昨年半ば頃からその人的資源は逼迫して來たのであるが、本年の決戦に備へるため、全國民の強制的動員を企圖するに至つたものと考へられるのであつて、これまで労働の自由を國是とまで遵奉し來つたアメリカの傳統に反するこの政策を政府が強行しようとしてゐることは、その國內體制強化に關する固い決意を示唆してゐるものと認められる。

昨年六月末におけるアメリカの労働力動員状況を昭和十七年度末と對比すれば左の通りである。

	昭和十八年	昭和十七年
總労働力	六三、五	六〇、〇
兵力(軍需兵)	九、二	六、七
産業労働力	五四、三	五三、三
男子	三七、二	三三、四
女子	一七、一	一四、九

次に食糧法の制定とインフレーション

インフレーション防止法の延長に關する要請について、ルーズヴェルトが教書で説明してゐるところは、食糧品や價格の昂騰は賃金引上げの要求を生じ、賃金の引上げは轉じて一般價格の騰貴を來し、結局インフレーションとなるから、インフレーションによつて最大の犠牲を蒙るべき國民の四分の一以上を占める固定収入生活者の生活を保護しようとするものであるといふのであるが、議會における農村派の農産物價格引上げに關する有力な要求を牽制し、農産物價格統制を強化する反面、物價、特に食糧品價格の昂騰を理由として、賃金値上げを迫る労働者側の運動を阻止しようとする政治的意圖を多分に含んでゐるものと

さへする。しかしながら、たとへば政府がこの二つの法律によつて價格統制を強化するなどに成功しても、戦後景氣に伴つてますます増大する國民所得を抑制しないう限り、インフレーションの進行を回避できないわけであるから、國民の餘剩購買力

を吸収するために増税法等が要請されたのである。

アメリカ政府當局は、昨年早くから百六十億ドル増税を計畫してゐたが、種々の政治的障礙によつて容易に進捗せず、十月漸く百五十億ドル増税案が議會に提出されたのである。しかも議會側の強硬な反對に遭ひ、二十一億ドルに切り下げられ、今なほ不成立の状態であるが、ルーズヴェルトは豫算教書で是非とも前記百五十億ドルの増税案の成立を要請してゐる。

なほアメリカの昭和十九一二十年年度豫算は、總歳出見込九百九十七億六千九百九十九万九千九百九十九ドルであり、従つて歳入不足は五百九十億ドルと見積られてゐる。

以上のやうなルーズヴェルトの國內體制強化の企圖は、今後各方面からの反對によつて多大の困難に遭遇することが豫期されるのであつて、殊に徴用法などは、既に労働組合側から強制労働

を目的とする獨裁的立法なりとして強硬な反對が出てゐる有様であり、今秋の大統領選挙戦を控へ、議會側がどんな態度に出るかは興味ある問題である。

内政上の軋轢を國内分裂と見るは誤り

共和黨は一月初旬開催された全國委員會で、大統領候補者を指名決定すべき全國大會の場所と期日を決定し、大統領選挙戦はいよいよ前哨戦、副とならうとしてゐる。共和黨では前大統領選挙戦の候補者であつたウィルキーと、オハイオ州知事ブリッガーが既に立候補の意思を表明したほか、ニューヨーク州知事デューイ、或ひは西南太平洋反艦艇軍總司令官マックアーサーを立てる運動も行はれてゐるが、目下のところウィルキーとデューイの両者が最も可能性が多いといはれてゐる。

ウィルキーは共和黨の少壯分子を背景とし、デューイは前大統領フーバーと元大統領候補ランダム等を始め、共

和黨の領袖連の支持を受けてゐる。共和黨は一昨年の中間選挙以來、その勢力挽回の傾向は顯著なものがあつた。全開州知事の分配は民主黨二十三に對し共和黨は二十五を獲得し、一九二八年以來の趨勢を初めて挽回し、上院下院の議席においても左の通りめざましい進出を示してゐる。

上院	民主黨	五八	六六
	共和黨	三七	二八
	その他	一	二
下院	民主黨	二二七	二六七
	共和黨	二〇八	一六二
	その他	四	六

共和黨方面はこの進出をもつて、今秋の大統領選挙戦における勝利を約束するものであると宣傳してゐるが、中間選挙の結果だけをもつて、大統領選挙の勝敗を早急に判断することは誤りであ

り、殊にアメリカ國民の戦争遂行に對する決意が未だ動搖しない現状では、来るべき選挙戦は民主、共和兩政黨の争ひといふよりも、むしろルーズヴェルトか否かの問題が中心になるものとみられるのであるが、共和黨が果して單なる政権交代論乃至は國內政争の批判以外に、民主黨と決定的に對立する政綱をもつて戦へるかどうかは疑問である。

他方、民主黨では結局、ルーズヴェルトに四選の意思ありやが根本的問題であるが、ルーズヴェルトは三選當時と同様、最後まで出場の意思表明を避け、國內政争よりもアメリカ自體の興亡の問題が先決なり、との態度を持つるものと想像されてゐるが、本年の年頭教書に關聯して、これはルーズヴェルトが四選出場の意思を有してゐることを示してゐるとの推測を下すものもある。ルーズヴェルトが四選されるかどうかは、アメリカの内外問題として眞に興味のある課題ではあるが、今次大戦の遂行に關しては、民主黨も共和黨も同

一の立場をとるものであり、また今次大戦の淵源が結局、二十世紀は我等のものなり」とのアメリカの本能的傲慢性から来る世界制覇の野望にあることを考へれば、アメリカにおける政権交代などは、何等わが國の戦争遂行上に影響をもち得ないものといはねばならない。

要するに本年におけるアメリカの國內情勢は、ルーズヴェルトの國內戦線の強化等を繞り、いろいろな政治的摩擦が豫期されるのであり、また大統領選挙戦が激化するに伴つて、諸般の内外上の矛盾が暴露されることを想像するに難くないのであるが、われわれはこれをもつて直ちにアメリカの國內分裂の兆候であるとか、戦意の低下であるといつたやうな輕率な判断を下してはならないであつて、むしろアメリカのこのやうな内政上の推移如何を問はず、大東亞戦争前途の強固な決意をいよいよ固くすべきである。

(外務省)

二月十二日

水上機隊の偉勳、上院に達する。水上機隊は、シコトランド島に進出し、偵察、攻撃、遊撃に偉勳を挙げた。水上機隊は、敵艦に對し感狀が授與され、上院に達する。敵艦、塞瀾を直撃し、損傷甚多。十一日夜、高麗、離水附近に來襲、損害輕微。

會社法に基づく軍需會社の第一次指定が行はれ、軍需、陸軍、海軍、運輸通信大臣から百五十會社に對し命令書が交付された。これに即應し厚生省では、指定軍需工場に對し復元指定令書を交付した。

昭和十九年一月二十六日	郵政省	印刷局	印刷局
	郵政省	印刷局	印刷局
	郵政省	印刷局	印刷局
	郵政省	印刷局	印刷局

昭和十九年 貯蓄債券 當籤番號 (其ノ二)
 支拂開始期 2月1日
 支拂場所 日本勸業銀行本支店、出張所、代理店及
 集配郵便局
 至當籤番號開籤紙 官報、債券時報發外、各地ノ主
 新聞

戰時貯蓄券	8	貯蓄債券	5	貯蓄債券	10
73534	90415	7320	27871	43365	62873
73784	90616	7339	28123	43753	62894
74258	90756	7444	28185	44173	63173
74520	90904	7611	28720	44612	64241
75115	91080	7904	29382	44819	64837
75211	91130	7923	29760	45108	64983
75545	91230	8002	29956	45436	65046
75724	91605	10125	29951	45657	65208
75751	91827	10353	30000	46179	65314
75795	92567	10717	30006	46253	65884
75837	92974	11632	30292	46540	65917
76413	93119	11666	30357	46720	66176
77178	93546	11743	30897	46783	66240
77719	93565	12277	30908	47060	66542
78144	93566	13720	30928	47094	66422
78508	93494	14690	31103	47261	66580
78413	93694	14966	31200	47391	67100
78437	93745	15035	31243	47443	67258
79092	94140	15476	31377	47877	67443
79275	94653	15499	31510	48626	67333
79290	94898	15543	31671	48626	68038
49353	63800	82633	15543	31671	20326
49714	63905	83603	15624	32106	30550
49736	63952	86424	15681	32444	30803
50429	65302	87592	15683	32600	31190
50547	65355	88438	16343	33473	31413
50683	65682	79608	16913	33502	31604
51642	65721	79749	16935	33560	31693
51815	65900	79779	16984	33850	32249
52058	66052	79870	17278	33981	32332
52070	66484	79884	17353	33988	32643
52141	67058	80131	17677	34088	32876
52848	67352	80462	18048	34429	32885
53285	67674	80626	18318	34537	32964
53462	67833	81190	18799	34944	34044
53514	67883	81726	18827	35464	34329
53621	68156	81900	19036	35669	34686
53976	68275	82103	19576	35852	34772
54124	68345	82391	20188	35993	34874
54372	68472	83129	20230	36288	35398
54417	69109	83565	20365	36592	35439
56072	69166	83414	20654	36486	35573
56700	69298	83862	21124	36571	36017
57175	69435	83501	21202	37180	36225
57202	69324	86014	21205	38274	36293
57347	69768	86191	21268	38297	36307
58326	69808	86479	21640	38438	36537
58449	70018	86882	21742	38796	36903
59158	70518	86434	21922	38791	37499
59163	70562	87370	22363	39104	38582
59362	70673	87430	22949	39177	38655
60049	71010	87609	23285	39378	38940
60243	71035	88418	23486	39467	39353
60277	71254	88536	23742	39554	39358
60402	71295	88679	23744	40155	39655
61172	71453	88684	24117	40331	39890
61184	71774	88646	24455	40487	39921
61311	71746	88982	24714	40557	40181
61445	71882	89489	24917	41270	40554
62144	71980	89498	25696	41688	40559
62143	72075	89658	25936	41846	40784
62311	72233	89674	26103	42192	41211
62888	72465	89775	26459	42219	41655
63346	73019	89878	26463	42460	42046
63439	73127	89928	26592	42593	42451
63470	73216	90022	26673	42647	42467
63692	73466	90059	27731	43361	42828

